

体罰に関するガイドライン

平成22年7月

群馬県教育委員会

目 次

「体罰に関するガイドライン」作成の趣旨	P 1
1 体罰に関する考え方について	P 2
2 体罰の傾向（発生した場面、態様等）	P 3
3 体罰の事例について	P 5
4 体罰の事例の主な問題点について	P 6
＜資料1＞体罰の事例を受けて、 自校や自分の取組等をチェックしてみよう	P 7
5 体罰と考えられる事例	P 8
6 教育的指導と考えられる事例	P 10
7 毅然とした指導と体罰の未然防止に向けて	P 12
＜資料2＞学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方	P 14
＜資料3＞平成21年4月28日最高裁判所第三小法廷判決	P 16

「体罰に関するガイドライン」作成の趣旨

教育は、児童生徒の人格の完成を目指し、よりよい社会の形成者として自立するよう支援することです。その実現に向けた教育活動の根底には、児童生徒と教職員との心のふれあいを通して構築された信頼関係が成立していなければなりません。

学校教育において、教職員が児童生徒に対し善悪の判断等を適切に指導することはとても重要なことです。しかし、指導に熱が入り過ぎるあまり、体罰に至ってしまうという事例も生じています。教職員による体罰は、法律で禁止されているだけでなく、児童生徒の人権にかかわる問題としてあってはならない行為であり、教職員としての指導力の未熟さを表しているといえます。さらに、体罰は当該児童生徒に対して、肉体的・精神的苦痛を与えるとともに、教育的効果が期待できないばかりか、学校や教職員に対する信頼を大きく損なうものです。

そこで、県教育委員会としては、これまでと同様に体罰の根絶を図るとともに、教職員が適切な指導に取り組めるように、この「体罰に関するガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインでは、全教職員が体罰が発生した状況や背景を十分に理解することが大切と考え、体罰の定義、法的根拠、文部科学省・県教育委員会の指導と通達はもちろんのこと、体罰事例も分析し、体罰に関する問題点について共通理解を深められるようにしました。今後、体罰を根絶し、教職員が日常の学校生活の中で、信頼関係を基盤に適切な指導に全力で取り組めるようにするために、本ガイドラインを活用していただきたいと考えています。

1 体罰に関する考え方について

法令等における体罰に関する基本的な考え方は、次の(1)～(3)のとおりです。

(1) 「学校教育法」第11条

- 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 文部科学省初等中等教育局長通知（平成19年2月5日付け）……資料2より

- ① 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- ② ①により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- ③ 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記①の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

(3) 最高裁判所第三小法廷判決（平成21年4月28日）……資料3より

- 教員の行った行為が体罰に当たるかどうかの判断基準として、その行為の「目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲」であるかどうかを考えるべきである。

上記の(1)～(3)を参考にして、県教育委員会では、教職員の皆さんが体罰に関して共通理解を図り、適切な指導に取り組めるようにするため、「体罰を判定する3要素」を示しました。

体罰を判定する3要素

- 1 目的……教育的指導を逸脱するものであったか否か
※ 当初の目的が「指導するため」であったとしても、冷静さを失った行為となった場合、教育的指導を逸脱するものと見なすことがある。
 - 2 態様……児童生徒の身体に対する侵害行為・肉体的苦痛を与える行為等があったか否か
※ 身体に対する有形力の行使以外の行為であっても、用便を許さない、又は食事時間を過ぎても食事を取らせない等は、肉体的苦痛を与えるものと見なすことがある。
※ 児童生徒を辱めたり、児童生徒に対して日常的に暴言を浴びせたりするなど、精神的苦痛を与える行為についても含めるものとする。
 - 3 継続時間等……児童生徒に与えた影響等があったか否か
※ 当該児童生徒の健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境や頻度、その後の当該児童生徒の状況、負傷の有無等も含めるものとする。
- ★ 上記の1～3について、総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに体罰に当たるかどうか判断します。

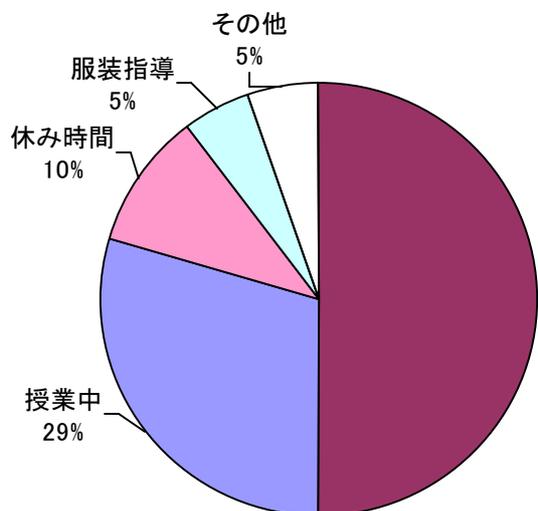
ただし、次のような場合は体罰とは見なさない。（6「教育的指導と考えられる事例」を参照）

- 有形力の行使以外の方法により行われた行為で児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでないもの
- 正当防衛、正当行為等に当たるもの

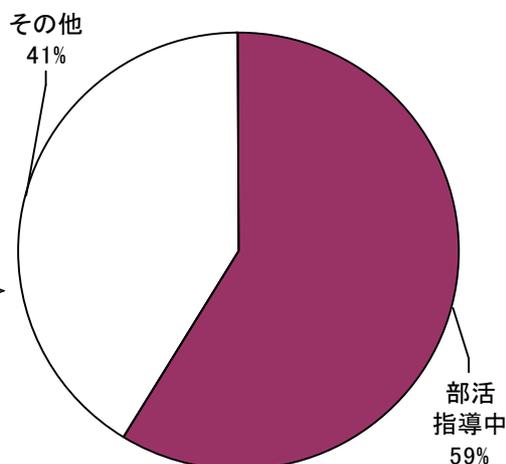
2 体罰の傾向（発生した場面、態様等）

○ 平成16年度から平成20年度までにおいて、群馬県教育委員会が県内の公立学校教員等に対し、体罰に係る懲戒処分等を行った件数から各割合を示したものです。

【グラフA（場面別）】



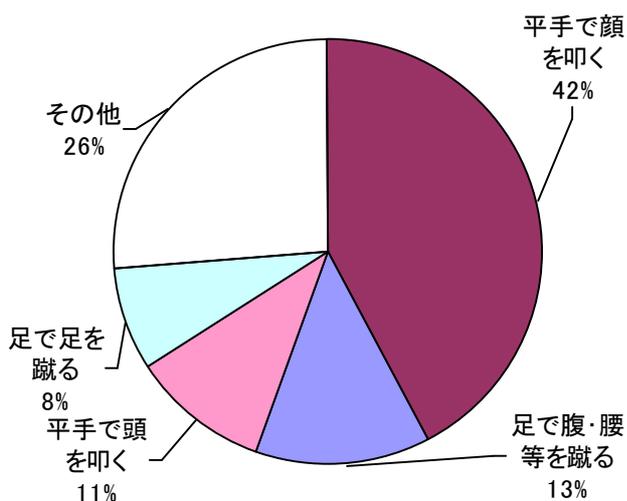
（放課後の内訳）



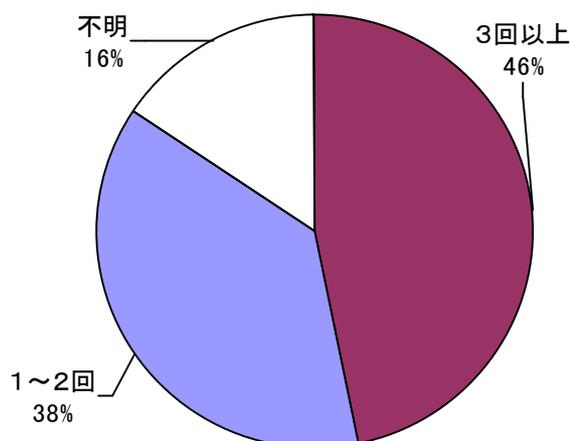
ア 体罰の場面（グラフA参照）

- ・ 放課後が多く、その中でも、部活動指導中が多い。
- ・ 部活動における教員等の思い入れの強さから、所属する生徒の態度等がきっかけとなり、体罰に及ぶ傾向が見られる。
- ・ 授業中や服装指導時のように、生徒を指導している最中の体罰も多い。
- ・ 生徒に対する指導をしているうちに、指導が行き過ぎ、体罰を行う傾向も見られる。

【グラフB（態様別）】



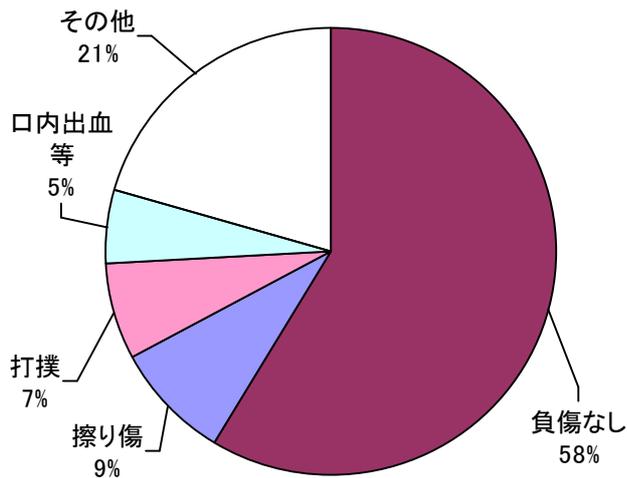
【グラフC（行為の回数）】



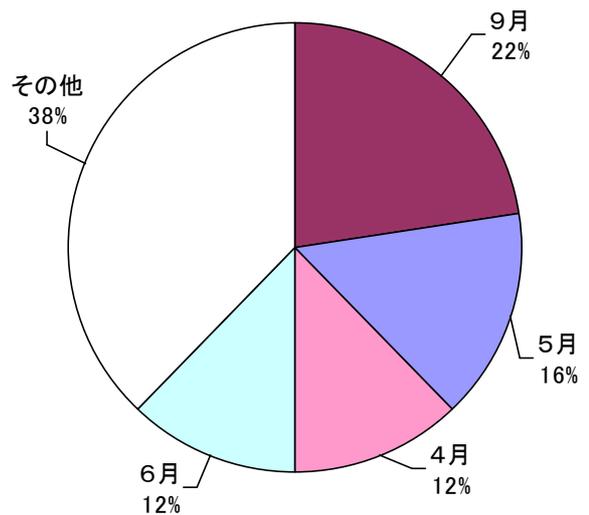
イ 体罰の態様（グラフB参照）

- ・ 平手で顔を叩くことが多い。
- ・ 平手で叩いているうちに、激して蹴ることにつながる場合もある。

【グラフD（負傷の状況）】



【グラフE（体罰発生の時期）】



ウ 体罰発生の時期（グラフE参照）

- ・ 児童生徒の生活リズムの乱れが目立つ夏季休業明けの9月及び生徒との人間関係が構築できていない1学期に多い。

<その他>

- ・ 上記のグラフには現れていないが、言葉による暴力もある。
具体的には、児童生徒の人格を否定するような暴言や、教職員側に児童生徒を傷つけようとする意図はなくても、結果として、児童生徒を傷つけてしまう発言もある。

3 体罰の事例について

<考えてみませんか>

○事例1と事例2について、どのようなことが問題なのでしょう
か？

事例1（学習態度にかかわる生徒指導中の体罰）

当該生徒（中学3年生）は、4校時の数学の授業に遅れて教室に入ってきた。その後、席に着き、寝てしまったので、A教諭は当該生徒をそのままにして授業を進め、特に当該生徒に対し注意をしなかった。

A教諭は授業終了後、職員室に戻り、日頃から厳しく生徒指導をしている担任のB教諭に当該生徒の授業態度等について話をした。

B教諭は一人で、当該生徒を昼休みに生徒相談室に呼び、授業態度等について改善するよう話したところ、当該生徒に「関係ないだろ。」と言われた。B教諭は憤慨し、当該生徒の腹部を右足で2回蹴った。

帰宅後に母親がB教諭の行為を当該生徒から聞き、翌日学校に電話連絡したことから、この体罰が発覚した。

事例2（部活動指導中の体罰）

土曜日の午後、部活動顧問のC教諭は、他校との練習試合後、高校1年生のある部員のミスが多いことに憤慨し、当該部員を呼び、「ふがいないプレーをするな。」とどなって、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。さらに、反省の態度が見られなかったため、当該部員の頭部を右手の拳で3回程度叩いた。

C教諭の近くには同部副顧問のD教諭がおり、C教諭が当該部員を叩く姿を目撃していた。

2ヶ月後、練習試合の会場にいた者から、県教育委員会に「体罰があった。」との匿名の電話があり、この体罰が発覚した。

4 体罰の事例の主な問題点について

事例 1

当該生徒（中学3年生）は、4校時の数学の授業に遅れて教室に入ってきた。その後、席に着き、寝てしまったので、A教諭は当該生徒をそのままにして授業を進め、特に①当該生徒に対し注意をしなかった。

② A教諭は授業終了後、職員室に戻り、日頃から厳しく生徒指導をしている担任のB教諭に当該生徒の授業態度等について話をした。

③ B教諭は一人で、当該生徒を昼休みに生徒相談室に呼び、授業態度等について改善するよう話したところ、当該生徒に「関係ないだろ。」と言われた。④ B教諭は憤慨し、当該生徒の腹部を右足で2回蹴った。

⑤ 帰宅後に母親がB教諭の行為を当該生徒から聞き、翌日学校に電話連絡したことからこの体罰が発覚した。

<主な問題点>

- ① A教諭は、当該生徒が授業に遅れてきたり、授業中に寝ていたりしていること等について、その理由等を聞くことや授業の大切さを理解させるなどの適切な指導をせず、教師としての基礎基本である授業における生徒指導を行っていない。
- ② A教諭は、自分では当該生徒を指導せず、厳しく生徒を指導するタイプの担任のB教諭に、指導を任せきりにしている。
- ③ B教諭は、指導をするに当たっては、複数の教員で対応するべきであった。特に、授業態度について当該生徒と話す場合には、その授業を担当したA教諭に必ず同席してもらうべきであった。
- ④ 当該生徒の態度や発言から、自分がどこを改めればよいのか、何が問題だったのか、理解できていないものと考えられる。生徒が理解し、納得するまで待つなど、ゆとりをもった対応や指導が必要であった。
- ⑤ B教諭は、自分の行った行為を管理職に報告せず、当該生徒の保護者にも連絡していない。

事例 2

土曜日の午後、部活動顧問のC教諭は、他校との練習試合後、高校1年生のある部員の①ミスが多いことに憤慨し、当該部員を呼び、「ふがいないプレーをするな。」とどなって、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。さらに、②反省の態度が見られなかったため、当該部員の頭部を右手の拳で3回程度叩いた。

C教諭の近くには同部副顧問のD教諭がおり、③C教諭が当該部員を叩く姿を目撃していた。

2ヶ月後、④練習試合の会場にいた者から、県教育委員会に「体罰があった。」との匿名の電話があり、この体罰が発覚した。

<主な問題点>

- ① C教諭は、ミスが多いことに憤慨してしまった。C教諭は、練習試合を通して、ミスがなぜ起こるのか、ミスが減らすためにはどうすべきかについての適切な指導を、この場面では行っていないと考えられる。
- ② C教諭は、当該部員に何を反省したらよいのか、指導をしていない。そのため、当該生徒がどこを改めればよいのか、何が問題だったのか、理解できていないものと考えられる。
- ③ D教諭は、C教諭が生徒を叩く行為を止めていない。体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐにやめさせるべきである。
- ④ C教諭及びD教諭ともに、管理職に報告せず、当該生徒の保護者にも連絡していない。

<体罰の事例を受けて、自校や自分の取組等をチェックしてみよう>

資料1

「教職員の服務規律の確保等について（通知） 学人第1142-4号 平成21年12月1日」
添付資料を一部改変

チェックリスト

【管理職】

- 体罰の根絶について、その趣旨を平素から教員に周知し、徹底しているか。
- 体罰について、このくらいなら問題ないという安易な雰囲気や許していないか。
- 児童生徒が教員に相談しやすい雰囲気づくりや体制づくりに努めているか。
- 児童生徒に対する指導を、一人の教員だけに任せきりにしていないか。
- 学校全体で体罰に頼らない指導の在り方を取り上げ、研修しているか。
- 管理職への報告、連絡、相談体制はできているか。また、周知しているか。

【教職員】

- 児童生徒への指導は、感情的にならず、冷静に行っているか。
- 軽い気持ちで叩くというような指導を行っていないか。
- 「子どものために」「指導方法の一つである」等の理由で、自分の行為を正当化して厳しい指導を行っていないか。
- 子どもとの人間関係を過信し、1回くらい叩いても、生徒との信頼関係があれば大丈夫だというような思い込みはないか。
- 児童生徒から相談等を受けたとき、そのままにしているか。
- 児童生徒の話をじっくり聴いたり、児童生徒が理解し、習得するまで待ったりするなど、ゆとりを持った対応や指導をしているか。
- 厳しく児童生徒を指導するタイプの同僚に、指導を任せきりにしていないか。
- 体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐに止めさせることができるか。
- 体罰を知ったら、速やかに管理職に報告・相談するなどの対応を承知しているか。
- 指導にあたっては、複数の教員で対応しているか。
- スクールカウンセラーや養護教諭など、他の教職員等と連携して指導に当たっているか。

5 体罰と考えられる事例

児童生徒の不適切な行動等に対しては、教職員は毅然とした適切な指導を行う必要がありますが、行き過ぎた指導となり体罰と考えられるケースもあります。そこで、体罰に当たると考えられるモデル事例を示し、その行為の目的・態様・継続時間等から総合的に分析した結果（判断）をまとめました。

授業中や部活動指導中などに、児童生徒を指導する場合に、教育的指導の範囲を逸脱して行き過ぎた指導をしたり、有形力の行使はなくても、児童生徒の身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えたりした場合には、「体罰」に当たると考えられます。

事例① 小学校において、帰りの会の前に、職員室へ配布物を取りに行き、戻ってきた時、当該児童（2年生）が机に座って足をぶらぶらしていたところ、足が友達に当たってしまった。それが、友達を蹴っているように見えたため、「人の痛みがわからないのか。」と言って、当該児童を突き飛ばして転倒させた。負傷なし。

<事例①の分析>

- ア 目的：友達を蹴っているように見えた児童を指導するため。
- イ 態様：突き飛ばして転倒させた。
- ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童（2年生）に対して。
- ★ 判断：実際には、友達を蹴っていたわけではなく、有形力を行使するような緊急性はなかったものと判断できるため、当該児童を突き飛ばして転倒させた行為は、負傷がなかったとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例② 小学校において、体育の時間に体育館でマット運動を行っていた。当該児童（4年生）が、「前の子がまだマットの上にいる間は、次の子は試技をしないこと。」という事前の注意を無視して前転を行ったため、当該児童の足が前の児童の背中にぶつかって、前の児童が倒れてしまった。そこで厳しく叱責しながら、当該児童の背中を足で2、3度踏みつけた。負傷なし。

<事例②の分析>

- ア 目的：マット運動の際、事前の注意を無視して前転を行い、他の児童の背中に足を当てた児童を指導するため。
- イ 態様：厳しく叱責し、背中を足で踏みつけた。
- ウ 継続時間等：足で踏みつけたのは2、3度。小学校の児童（4年生）に対して。
- ★ 判断：他の児童の背中に足が当たったことは、有形力を行使するような緊急性はなかったと判断でき、当該児童に対して再度注意を促せば済むことであり、厳しく叱責し、足で背中を2、3度踏みつけた行為は、負傷がなかったとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例③ 中学校において、国語の時間に、授業で作成した詩の作品を廊下に掲示するように指示していたにもかかわらず、当該生徒の作品が掲示板に貼り出されていなかった。そこで、当該生徒を廊下に呼び、理由を問いただしたところ、「作品は家に持ち帰ったので、まだ貼っていません。」と言い逃れと思われる返答をしたので、次の時間の授業を受けさせず、廊下に1時間正座させた。

<事例③の分析>

- ア 目的：指示に従わず、言い逃れをしたと思われる生徒を指導するため。
- イ 態様：廊下に正座させた。
- ウ 継続時間等：1時間。中学生に対して。
- ★ 判断：指示に従わず、言い逃れをしたと思われる生徒を指導するためとはいえ、次の時間の授業を受けさせずに、1時間という長時間にわたり正座をさせて、肉体的苦痛を与えたことは、「体罰」に当たると考えられる。

事例④ 中学校において、県大会優勝をめざして剣道部の顧問として部活動の指導を行う中で、2年男子生徒が、練習試合において、日頃指導していることができなかつたことを咎め、付けていた防具（胴）の上から、約10分間にわたり、継続的かつ一方的に竹刀で叩いた。負傷なし。

＜事例④の分析＞

- ア 目的：顧問をしている部が、勝てるようにするため。
- イ 態様：付けていた防具（胴）の上から、竹刀で叩いた。
- ウ 継続時間等：約10分間。中学生に対して。
- ★ 判断：部活動が教育の一環として行われていることを忘れ、勝利のみを目的として部活動の指導を行い、有形力を行使し、防具の上からとはいえ、約10分間にわたって、生徒の胴を一方的に竹刀で叩き続けた行為は、負傷がなかつたとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑤ 中学校において、生徒同士のトラブルを解決するために、当該生徒を呼び出したにもかかわらず、当該生徒は部活動にも参加せず下校した。そこで、自家用車で探しに出かけたところ、校区内の道路上で発見した。学校に連れて行こうとして当該生徒の腕を引いたときに、当該生徒が腕を振り払ったため、咄嗟に当該生徒に体当たりをして倒した。負傷なし。

＜事例⑤の分析＞

- ア 目的：呼び出しに応じない生徒を指導するため。
- イ 態様：体当たりをして倒した。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。
- ★ 判断：生徒を指導するためとはいえ、有形力を行使するような必要性はなく、まずは言葉による指導が必要であったと判断できる。当該生徒に体当たりをして、当該生徒を倒したことは、負傷がなかつたとしても、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑥ 高等学校において、授業中に携帯電話を使用していた生徒に対して、携帯電話の提出を求めたが応じなかつたため、当該生徒の机を蹴ったところ机が倒れ、当該生徒の左足甲に当たった。左足甲打撲。

＜事例⑥の分析＞

- ア 目的：授業中の携帯電話の使用禁止というルールを破った上、指示に従わない生徒を指導するため。
- イ 態様：机が倒れて、左足甲に当たった。
- ウ 継続時間等：短時間。高校生に対して。左足甲打撲。
- ★ 判断：指示に従わなかつた生徒を指導するためとはいえ、机を蹴る必要性は認められず、結果として負傷を負わせたことは、「体罰」に当たると考えられる。

事例⑦ 高等学校において、教室で補習を行っていた際、ペットボトルに口をつけた生徒を注意したが従わなかつたため、両手で当該生徒の胸元を掴んで身体を数回揺すった。負傷なし。（首筋に跡が残った。）

＜事例⑦の分析＞

- ア 目的：補習の受講態度に問題がある生徒を指導するため。
- イ 態様：両手で胸元を掴んで身体を揺すった。
- ウ 継続時間等：数回。高校生に対して。首筋に跡が残った。
- ★ 判断：たとえ、補習の受講態度に問題があつたとしても、有形力を行使する必要性は認められず、両手で身体を揺すって首筋に跡を残した行為は「体罰」に当たると考えられる。

6 教育的指導と考えられる事例

体罰に当たらない（教育的指導）と考えられるものについて、概要を説明し、さらにそのモデル事例を掲載しました。児童生徒の不適切な行動等に対しては、教職員は毅然とした適切な指導を行う必要があります。

(1) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒行為で児童生徒に肉体的苦痛を与えるものではないもの

- ① 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
- ② 授業中、教室内に起立させる。
- ③ 学習課題や清掃活動を課す。
- ④ 学校当番を多く割り当てる。
- ⑤ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(2) 正当防衛、正当行為等に当たり体罰に当たらないもの

- ① 児童生徒からの教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。
- ② 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、体罰に当たらない。

◎ 教育的指導と考えられるモデル事例

※ 下の①～⑦のモデル事例に類似する行為であっても、その行為の目的、態様、継続時間等の3要素について、総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断するため、体罰に当たると判断される場合もある。

事例① 小学校において、集会の時に、指導に反抗的な態度を示し大声を出した児童（5年生）に対し、別の場所で指導しようとして、「〇〇へ行こう。」と言ったが、なおもその場を動こうとしないため、当該児童の腕を握って引っ張った。

<事例①の分析>

- ア 目的：指導に反抗的な態度を示し大声を出した児童に対し、冷静にさせ、別の場所で指導するため。
- イ 態様：腕を握って引っ張る。
- ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童（5年生）に対して。
- ★ 判断：大声を出して集会を妨げる言動があったことから、冷静にさせ、別の場所で指導しようとするため、当該児童に指示をしたが、なおもその場から移動しようとならないため、移動を促そうとして腕を握って引っ張るという行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例② 中学校において、部活動中に、指導を無視し顔をそらすような態度を示した生徒に対し、顔を指導者に向けさせようとして、「しっかり顔を向けなさい。」と指導したが、なおも顔を向けようとならないため、両手で頬をおさえて顔を向けさせた。

<事例②の分析>

- ア 目的：部活動中に指導者に顔を向けて指導を受けさせるため。
- イ 態様：両手で頬をおさえて顔を向けさせた。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。
- ★ 判断：たとえ指導を無視しようとする意図がなかったとしても、部活動中、指導者に顔を向けないという状態はふさわしくない。顔を向けるように当該生徒に指導した後、なおも顔を向けようとならなかったため、頬を両手でおさえて顔を向けさせるという行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例③ 高校において、他人をからかっていた生徒を個別指導中、当該生徒が「ふざけんじゃねえ。」と言って唾を吐いて逃げ出そうとしたため、とっさに腕をつかんで制止させたところ、なおも逃げようとしたため、やむを得ず肩をつかんで壁へ押しつけた。その後、当該生徒が落ちついたため、椅子に座らせて指導を続けた。生徒を落ち着かせるまでの時間は3分間程度であった。

<事例③の分析>

- ア 目的：暴言を吐き唾を吐いた上、逃げようとした生徒を制止させるため。
- イ 態様：腕をつかんで制止させた後、肩をつかんで壁へ押しつけた。
- ウ 継続時間等：生徒を落ち着かせるまでの時間は3分間程度。高校生に対して。
- ★ 判断：他人をからかい、指導に対して暴言を吐き唾を吐いた上、逃げようとする生徒の態度は、指導の対象である。腕をつかんで制止させた行為や、肩をつかんで壁へ押しつける行為は、3分間程度という短時間であったことから、体罰には当たらないと考えられる。

事例④ 中学校において、他の生徒に暴力をふるっている大柄な男子生徒を制止するため、その生徒の両肩をつかんで無理やり引っ張って引き離れた。

<事例④の分析>

- ア 目的：他の生徒に暴力をふるう生徒を制止するため。
- イ 態様：両肩をつかんで無理やり引っ張って引き離れた。
- ウ 継続時間等：短時間。中学生に対して。
- ★ 判断：他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止しようとする行為は、正当行為に当たり、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑤ 小学校において、万引きを行った児童(3年生)に対して説諭した後、反省の態度が見られないため、当該児童の両肩をつかんで、前後に強く揺すりながら「先生は悲しいよ。」と言って、反省を促した。

<事例⑤の分析>

- ア 目的：万引きを行った児童に反省を促すため。
- イ 態様：両肩をつかんで、前後に強く揺すった。
- ウ 継続時間等：短時間。小学校の児童(3年生)に対して。
- ★ 判断：万引きを行った児童に対して深く反省を促すために、その両肩をつかんで、前後に強く揺する行為は、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑥ 高校において、カッとして校内の器物を損壊している生徒に対して、複数の教員が生徒の背後から取り押さえた。その際に、生徒が教員を蹴ろうとしたため、生徒の手足を抑えた。

<事例⑥の分析>

- ア 目的：器物を損壊し、教員を蹴ろうとする生徒を制止するため。
- イ 態様：背後から取り押さえ、手足を抑えた。
- ウ 継続時間等：短時間。高校生に対して。
- ★ 判断：生徒の教員に対する暴力行為に対して、教員が防衛のためにやむを得ずした行為は、正当防衛に当たる。器物を損壊するという不法行為の制止及び抵抗しようとする行為の制止ととらえ、体罰には当たらないと考えられる。

事例⑦ 中学校において、給食当番であるにもかかわらず、遊んでいて当番をやらないことが多い生徒に対して、配膳係を1週間行わせた。

<事例⑦の分析>

- ア 目的：校内のルールを守らない生徒に反省を促すため。
- イ 態様：配膳係を1週間行わせた。
- ウ 継続時間等：1回10分程度。中学生に対して。
- ★ 判断：1回10分程度の配膳係で1週間という期間であり、肉体的苦痛を与える程のものではないことから、体罰には当たらないと考えられる。

7 毅然とした指導と体罰の未然防止に向けて

- 教職員が信頼関係を基盤に、児童生徒に対して、毅然とした適切な指導を行うためには、教職員自らが生徒指導に対する認識を深めるとともに、学校としての組織を生かした指導体制の充実を図っていくことが大切である。

(1) 教職員の生徒指導に対する共通認識

- ① 児童生徒の指導に当たっては、一時的な感情で行動するのではなく、常に精神的な余裕をもち、教育者として冷静かつ毅然とした態度で指導する。
- ② 部活動においては、勝利のみを主目的にするのではなく、責任感、連帯感の涵養等に資するという部活動の意義をもう一度確認し直すとともに、部活動が教育の一環として行われていることについて、全教職員で共通理解を図る。
- ③ 周囲の教職員に生徒指導を任せ、自分では生徒に対し、注意等をしない教職員がいることは、学年や学校全体の生徒指導がうまくいかなくなる原因となる。学年や学校全体で組織的に生徒指導ができるように、学年会議や職員会議で共通理解を図る。
- ④ 体罰の発生は校内体制及び管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか、点検・確認する。

(2) 研修による教職員の資質向上

- ① 生徒指導部が中心となり、研修会を定期的・計画的に行うなどして、学校組織を生かして体罰に対する教職員一人一人の自覚や認識を深める。
- ② 体罰は学校教育法で禁じられており、人権侵害であること、行政責任として懲戒処分等がなされること、また、刑事責任、民事責任に問われる場合があることを再確認する。
- ③ 教員の指導権限と児童生徒の人権について十分な理解を図り、児童生徒の立場に立って、体罰に頼らない指導の在り方について研究する。
- ④ 長期的な視野に立って、児童生徒の成長を願い、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導するなど、カウンセリングマインドの育成に努める。
- ⑤ 考え方が多様化している児童生徒に対して、日常的に児童生徒の実態把握をするとともに、最近の心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究する。

(3) 生徒指導体制の充実

- ① 体罰の根絶に向け、教職員の共通理解と指導の連携が図れるよう、管理職を中心に、生徒指導体制を常に見直す。
- ② 問題行動等を行った児童生徒に、厳しく指導するような場面では、学年・分掌組織を生かした指導を行う。
- ③ 教育活動全体を通して、一部の教職員、生徒指導部や学年の教職員だけで指導する等の抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携が図れるように努める。
- ④ 不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員が互いに点検できる体制づくりに努める。
- ⑤ 管理職への報告、連絡、相談体制の見直しや、保護者への連絡の必要性について教職員への周知を図る。さらに、学校・保護者・地域が信頼関係を築き、児童生徒の可能性を伸ばす指導体制の確立に努める。

資料 2

学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記（1）の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和 56 年 4 月 1 日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和 60 年 2 月 22 日浦和地裁判決）などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下ののような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる（用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

※ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成 19 年 2 月 5 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）の別紙より

資料3 平成21年4月28日 最高裁判所第三小法廷判決

裁判要旨：小学校の教員が、女子数人を蹴るなどの悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱った行為が、その目的、態様、継続時間等から判断して、国家賠償法上違法とはいえないとされた事例

主 文

- 1 原判決中上告人敗訴部分を破棄し、同部分につき第1審判決を取り消す。
- 2 前項の部分に関する被上告人の請求を棄却する。
- 3 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。

理 由

上告代理人原田信輔の上告受理申立て理由第3について

1 本件は、B市の設置する公立小学校（以下「本件小学校」という。）の2年生であった被上告人が、本件小学校の教員から体罰を受けたと主張して、B市の地位を合併により承継した上告人に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、平成14年11月当時、本件小学校の2年生の男子であり、身長は約130cmであった。Aは、その当時、本件小学校の教員として3年3組の担任を務めており、身長は約167cmであった。Aは、被上告人とは面識がなかった。

(2) Aは、同月26日の1時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎1階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる3年生の男子をしゃがんでなだめていた。

(3) 同所を通り掛かった被上告人は、Aの背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。Aが離れるように言っても、被上告人は肩をもむのをやめなかったので、Aは、上半身をひねり、右手で被上告人を振りほどいた。

(4) そこに6年生の女子数人が通り掛かったところ、被上告人は、同級生の男子1名と共に、じゅれつくように同人らを蹴り始めた。Aは、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。

(5) その後、Aが職員室へ向かおうとしたところ、被上告人は、後ろからAのでん部付近を2回蹴って逃げ出した。

(6) Aは、これに立腹して被上告人を追い掛けて捕まえ、被上告人の胸元の洋服を右手をつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った（以下、この行為を「本件行為」という。）。

(7) 被上告人は、同日午後10時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。

(8) その後、被上告人には、夜中に泣け叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになり、病院に通院して治療を受けるなどしたが、これらの症状はその後徐々に回復し、被上告人は、元気に学校生活を送り、家でも問題なく過ごすようになった。

(9) その間、被上告人の母親は、長期にわたって、本件小学校の関係者等に対し、Aの本件行為について極めて激しい抗議行動を続けた。

3 原審は、上記事実関係の下において、次のとおり判断して、被上告人の上告人に対する請求を慰謝料10万円等合計21万4145円及び遅延損害金の支払を命ずる限度で認容した。

①胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、被上告人を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、②被上告人の年齢、被上告人とAの身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、被上告人の被った恐怖心は相当なものであったと推認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法である。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

前記事実関係によれば、被上告人は、休み時間に、だだをこねる他の児童をなだめていたAの背中に覆いかぶさるようにしてその肩をもむなどしていたが、通り掛かった女子数人を他の男子と共に蹴るといふ悪ふざけをした上、これを注意して職員室に向かおうとしたAのでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出した。そこで、Aは、被上告人を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った(本件行為)というのである。そうすると、Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るといふ被上告人の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように被上告人を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として被上告人に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身も被上告人による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決のうち上告人敗訴部分は、破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、上記部分に関する被上告人の請求は理由がないから、同部分につき第1審判決を取り消し、同部分に関する請求を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤宗晴 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平
裁判官 田原陸夫)